

## [ 事案 21-19 ] 入院給付金請求

- ・平成 21 年 5 月 11 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 10 月 5 日 裁定打ち切り

### < 事案の概要 >

階段踊り場より転落、急性硬膜血腫の傷害により入院・手術し給付金を請求したが、故意または重大な過失による事故として支払われないことを不服とし申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 20 年 9 月、らせん状の階段 2 階より 1 階へ降りる時に、プールからの帰りであり裸眼であったため足元がよく見えず、靴紐を誤って踏んだため躓き、手摺りに捉ろうとしたところ勢い余って転落した。そのことが原因で傷害を負い、急性硬膜血腫により、9 月から翌年 2 月末まで入院し手術を受けた。

そこで、災害入院給付金、手術給付金等を請求したところ、故意または重大な過失により支払われないと保険会社は言うが、下記理由により納得できないので、入院・手術給付金等を支払って欲しい。

- (1) 転落した場所は、階段がらせん状になっており、踊り場から下がった瞬間に躓いて、手摺りに捉ろうとしたときに勢い余って転落したもので、偶発的な要素が重なった事故である。
- (2) 保険会社は調査の結果、手摺りに上って落ちたようだと判断しているようだが、調査員の話も目撃者がいないということで、調査報告は推測でなされたものであり、保険会社により適切な事実確認がなされていない。
- (3) 他からは、調査の結果すぐに支払われている。

### < 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人は飲酒のうえ高さは 5 メートルの位置にある階段中段踊場の柵に座っていたか、座ろうとして 1 階フロアに転落したものであり、当該状態に身を置くことは、落下の危険性の高い極めて危険な行為であり、著しい不注意すなわち重過失が存在したと言わざるを得ない。したがって、本件事故は、保険約款の免責事由に該当し、当社には支払義務はなく給付金を支払うことは出来ない。

- (1) 落下地点は、申立人が倒れていた場所から階段中段踊場と推測され、友人によれば、転落した様子は見ていないが、申立人は踊り場柵に座っていたか、座ろうとして転落したものであると思うとのことであった。
- (2) 申立人の受傷部位からみて、上記友人証言のとおり申立人は柵に座っていたか、座ろうとして後ろ向きに頭部から転落した可能性が高い
- (3) 申立人はコンタクトレンズをはずしていたとの主張であるが、友人によれば申立人の車で現地へ向かったとのことよりコンタクトレンズをはめていたはずである。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書類等にもとづき審理を進めたが、本件転落について、申立人の重過失の有無の認定をするためには、本件転落の態様を正確に認定する必要があるが、そのためには詳細な現場の状況を確認するほか、友人の供述を確認する必要がある。また、申立人の詳細な傷害の程度を把握し、傷害の程度から推認される転落の態様の検討等も必要と考えられるが、そのためには、医師や専門家の意見を求めることが必要である。

しかし、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、現場を検証する手続き、証人を尋問をする手続き、専門家に意見を照会する手続は存在しない。本件は当審査会が担当するよりも裁判

手続きによる解決が妥当とし、生命保険相談所規程第 38 条 1 項 (4) により、裁定手続きを打ち切ることにした。